

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.005

処 分 名	専用水道敷設の確認
処 分 の 概 要	専用水道において、安全な水を安定して供給する必要があることから布設工事をしようとする場合、着工前にその設計について確認を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	水道法（昭和32年法律第177号）第32条
審 査 基 準	<p>水道法第5条に規定する施設基準に適合することが要件となります。なお、同法第5条第4項に規定する技術的基準は、平成12年2月23日厚生省令第15号によるものとします。</p> <p>水道法第33条、同法施行規則第53条に基づき確認申請を行い、申請書には次の書類の添付が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>（ア）工事設計書</li><li>（イ）水の供給を受ける者の数を記載した書類</li><li>（ウ）水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面</li><li>（エ）水道施設の位置を明らかにする地図</li><li>（オ）水源及び浄水場の周辺の概要を明らかにする地図</li><li>（カ）主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</li><li>（キ）導水管きよ、送水管、配水管及び給水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図</li></ul> <p>なお、許認可等の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。</p>
標準処理期間	30日（休日を含まない）
設定年月日	平成26年4月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	第3別館1階環境政策課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■水道法

(確認)

第三十二条 専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第三十三条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

二 水道事務所の所在地

3 専用水道の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 一日最大給水量及び一日平均給水量

二 水源の種別及び取水地点

三 水源の水量の概算及び水質試験の結果

四 水道施設の概要

五 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造

六 浄水方法

七 工事の着手及び完了の予定年月日

八 その他厚生労働省令で定める事項

5 都道府県知事は、第一項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めるとき、又は申請書の添付書類によつては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を附して、申請者にその旨を通知しなければならない。

6 前項の通知は、第一項の申請を受理した日から起算して三十日以内に、書面をもつてしなければならない。(市又は特別区に関する読替え等)

(市又は特別区に関する読替え等)

第四十八条の二 市又は特別区の区域においては、第三十二条、第三十三条第一項、第三項及び第五項、第三十四条第一項の規定により読み替えて準用される第十三条第一項及び第二十四条の三第二項、第三十六条、第三十七条並びに第三十九条第二項及び第三項中「都道府県知事」とあ

**根拠法令及び  
関係法令等の抜粋**

るのは、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

**■水道法施行規則**

(確認申請書の添付書類等)

第五十三条 法第三十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 水の供給を受ける者の数を記載した書類
- 二 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
- 三 水道施設の位置を明らかにする地図
- 四 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
- 五 主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 六 導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図